

## 第2章 環境行政の総合的推進

### 1 総説

本市では、環境の保全及び創造についての基本理念や施策の基本となる事項を定めた「[大阪市環境基本条例](#)」を施行し、市民や事業者の方々との積極的な連携のもとに、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市環境の確保をめざしており、条例に基づいて「[大阪市環境基本計画](#)」を策定し、幅広い環境施策に取り組んでいる。

世界では、地球温暖化をはじめとする環境問題が深刻化するなかで、平成 27 年 9 月に「持続可能な開発目標（SDGs）」が国際社会共通の目標として合意され、同年 12 月には、21 世紀後半に温室効果ガス排出の実質ゼロをめざす国際的な枠組み「パリ協定」が採択されるなど、時代は大きな転換点を迎えている。国においても、平成 30 年 4 月に SDGs の考え方を活用した「第五次環境基本計画」が閣議決定されるなど、持続可能な社会の実現に向けた動きが加速している。

本市では、国内外のこうした動向を踏まえ、令和元年 12 月に新しい「大阪市環境基本計画」を策定した。同計画では、「すべての主体の参加と協働」のもと、環境施策の 3 本柱として「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」に取り組み、「地球環境への貢献」を果たしていくことによって、「SDGs 達成に貢献する環境先進都市」の実現をめざすこととしている。

「脱炭素社会の構築」に向けて、本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「[大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕](#)」を策定し、再生可能エネルギーの普及拡大、エネルギー消費の抑制、次世代自動車の普及促進といった緩和策のほか、気候変動への適応策など地球温暖化対策の取組を進めている。

2050 年の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする脱炭素社会「ゼロカーボン おおさか」をめざし、2030（令和 12）年度までに大阪市域の温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で 30%削減することを目標とする〔区域施策編〕を 2021（令和 3）年 3 月に策定したが、脱炭素に向かう国内外の動向を踏まえ、同計画の改定計画を 2022（令和 4）年 10 月に策定した。2050 年の「ゼロカーボン おおさか」の実現という未来のあるべき姿から振り返って考える「バックキャスト」の考え方により、削減目標を 50%削減に引き上げ、地球温暖化対策を一層強化していく。

また、大阪市役所は、多量の温室効果ガスを排出する事業者でもあることから、「[大阪市地球温暖化対策実行計画〔事務事業編〕](#)」を策定し、市民・事業者の率先垂範となるべく、自らの事務事業から排出される温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいる。同計画についても、国の動向や〔区域施策編〕の改定を踏まえ、2022（令和 4）年 10 月に目標値を上方修正する改定を行った。

これらの計画は、平成 28 年 7 月に設置した市長を本部長とする「大阪市地球温暖化対策推進本部」で進捗管理を行い、市域における地球温暖化対策を総合的かつ強力に推進している。

エネルギー政策の推進にあたり、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の影響により、関西においても電力需給のあり方が議論される中、エネルギーセキュリティの課題などとともに、エネルギーの効率的利用や次世代エネルギーの開発促進に関する施策を推進していくため、平成 23 年 7 月に環境局に「エネルギー政策室」を設置した。エネルギー政策室では、市民の安心・安全を守るため、エネルギー地産地消型の防災力が強化された都市をめざし、エネルギー関連企業や本市事務事業の各分野と連携して機動的に取り組んでいる。

平成 26 年 3 月には、大阪府とともに、再生可能エネルギーの普及拡大やエネルギー消費の抑制、電力需給の平準化と電力供給の安定化の推進など、令和 2 年度までに大阪府・市が取り

組むエネルギー関連施策の方向性を示した「おおさかエネルギー地産地消推進プラン」を策定し、同プランに基づき、地域特性に応じたエネルギーの効率的な使用など、エネルギーの地産地消に向けた取組を推進した。

同プランの目標年次を令和2年度としていたことから、令和元年12月に大阪府と共同で設置した「大阪府市エネルギー政策審議会」からの答申等を踏まえ、令和3年度から令和12年度までに大阪府・大阪市が一体となって実施するエネルギー関連施策の取組の方向性を提示した「[おおさかスマートエネルギープラン](#)」を令和3年3月に策定した。この新たなプランに基づき、引き続き府市が一体となって「新たなエネルギー社会の構築」に向けた取組を進めている。

また、令和5年11月には環境省が実施する脱炭素先行地域に御堂筋エリアが選定された。道路空間再編・レジリエンス向上・脱炭素化の取組を統合的に推進することにより、持続可能な都市モデルの構築を目指す。

また、本市では、温暖化に加えて都市化によるヒートアイランド現象の影響が現れていると考えられ、平均気温はこの100年で2.6℃上昇している。ヒートアイランド現象の緩和については、多様な対策を長期的かつ確実に実施する必要があり、人への影響等を軽減する適応策などの最新の知見を踏まえ、ヒートアイランド対策の基本的な考え方や目標、取組内容を定めた「[おおさかヒートアイランド対策推進計画](#)」を平成27年3月に大阪府とともに策定し、ヒートアイランド対策の効果的な推進に努めている。

近年、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染による生態系、生活環境、漁業、観光などへの悪影響が懸念されており、令和元年6月に開催されたG20大阪サミットでは、気候変動等と並ぶ地球規模の環境課題として、海洋プラスチックごみ問題がクローズアップされ、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロとすることをめざす「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が採択された。さらに、令和5年5月に開催されたG7広島サミットでは10年前倒しの2040年までに追加的な汚染をゼロにする目標で合意されたところである。「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現等に貢献するために策定した「[大阪ブルー・オーシャン・ビジョン](#)」[実行計画](#)は、令和2年7月に大阪府と大阪市の共同提案が内閣府の「SDGs 未来都市及び自治体 SDGs モデル事業（事業名：『大阪発「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」推進プロジェクト』）」に選定されたことを受け、同プロジェクトの取組の一つとして、令和3年3月に大阪府と大阪市が共同で策定した、海洋プラスチックごみの削減と良好な水環境の創造に係る計画であり、あらゆるステークホルダーとの連携のもと、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が掲げる「2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染ゼロ」の実現に寄与するとともに、「大阪市環境基本計画」の水分野の個別計画としてSDGsの達成をめざし取組を進めている。

地球温暖化や海洋ごみなど、地球規模の環境問題を解決するためには、国、地方自治体、事業者、環境NGO/NPOなど多様な主体との連携や支援が必要であり、大阪で唯一の国連機関である国連環境計画 国際環境技術センター（UNEP-IETC）や事業者との連携による国際協力を推進し、開発途上国等の環境問題などの解決に取り組んでいる。

さらに、本市では、自然との共生・生物多様性保全を推進していくため、「生物多様性基本法」に基づき、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として、令和3年3月に新たな「[大阪市生物多様性戦略](#)」を策定し、本市に関わる様々な人々と協働で取り組んでいる。

「快適な都市環境の確保」に向け、大気環境については、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微

小粒子状物質、光化学オキシダント、非メタン炭化水素など環境基準等が定められている大気汚染物質の常時監視による汚染状況の把握に努めており、工場などの固定発生源対策や自動車排出ガス対策など大気環境の改善に向けた取組を進めている。

そのほか、悪臭対策、騒音・振動対策、化学物質対策や土壌汚染対策など法や「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「府条例」という。）等に基づく規制、指導を行うとともに、環境影響評価の実施など幅広い施策に取り組んでおり、だれもが安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市環境の確保に努めている。

廃棄物処理事業については、近年、地球規模での環境保全を視野に入れた対応が求められており、ごみの適正処理の確保という観点だけでなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムから、3R（発生抑制・再使用・再生利用）の促進を図り、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された「持続可能な循環共生型社会」の形成に向けた取組が重要となっている。

一般廃棄物について、本市では、家庭系ごみ減量施策として資源ごみや容器包装プラスチックの分別収集の実施、粗大ごみ収集の有料化など、また、事業系ごみ減量施策として大規模建築物の所有者・管理者に対する減量指導やごみ処理手数料の改定、焼却工場における搬入物展開検査の強化等を実施し、3Rの取組を積極的に推進してきた。

さらに、平成25年10月からは古紙・衣類の分別収集を市内全域で実施するとともに、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止などを実施してきた。令和4年度の本市のごみ処理量（焼却量）は87万トンであり、ピーク時であった平成3年度217万トンから130万トン（60%の減）となっている。新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な減少があった令和2年度以降は同水準で推移しているが、一時的な現象であると考えられる。

ごみ減量の進捗に伴い、本市では10工場稼働体制であった稼働焼却工場数を縮小してきており、平成28年3月に更新のため1工場を休止したことにより、6工場稼働体制に移行するなど、焼却工場数の削減や最終処分場の延命化、温室効果ガス排出量の削減に、大きな成果をあげている。

こうしたごみ減量の実現には、ごみ減量の主役であり実践者である市民・事業者の自主的かつ積極的な取組が必要であることから、本市では、地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーの役割を担う「大阪市廃棄物減量等推進員」とも連携し、資源物の集団回収活動の活性化や地域におけるガレージセールの開催など、地域におけるごみ減量の取組を促進している。

また、焼却工場における搬入物展開検査等に基づく排出事業者や収集業者に対する個別の啓発・指導を行うなど、市民・事業者との連携・コミュニケーションの活性化に努め、各種の施策を推進している。

平成29年4月に「[大阪市の廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例](#)」を一部改正し、市民が本市の収集のために排出された、また地域において自主的に活動するコミュニティ回収活動等のために排出された古紙・衣類の持ち去り行為等を規制し、廃棄物の減量と適正処理を促進していく。

ごみの焼却処理事業については、一層のコスト削減を図りつつ、効率的な事業運営をめざして、経営形態の見直しを進め、平成27年4月から一部事務組合「大阪市・八尾市・松原市環境施設組合」において事業を実施している。令和元年10月に新たに守口市が加入し、これに伴い名称を「大阪広域環境施設組合」に変更し、令和2年4月1日より4市での共同処理を開始している。

また、令和2年3月に改定した[大阪市一般廃棄物処理基本計画](#)では、前計画において将来目標としていた「令和7年度のごみ処理量：84万トン」を引き続きめざすこととしており、これまでの減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、ごみの発生抑制や再利用の取組（2R）をより一層進め、ごみ減量に向けた取組を行うとともに、SDGsの視点など廃棄物行政を取り巻く状況変化を踏まえた新たな施策の展開により、一層のごみ減量を推し進めていく。

大規模災害では大量の災害廃棄物が発生するとともに、交通の途絶等に伴い、排出されるごみの収集・処理が困難と予想され、さらに、避難所から発生するごみ・し尿についても対策を講じる必要がある。

環境省においても、東日本大震災の被災地において大量の災害廃棄物が発生したことを受け、大規模災害時に発生する災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための基本的な考え方、対応方針を示した、「災害廃棄物対策指針」を取りまとめ、都道府県及び市町村へ災害廃棄物処理計画の作成を求めている。

こうしたことから本市では、大規模災害に伴い発生する災害廃棄物を迅速かつ適切に処理するとともに、事前の体制整備を図るため、環境省の「災害廃棄物対策指針」を踏まえ「[大阪市災害廃棄物処理基本計画](#)〔第1版〕」を平成29年3月に策定した。

まちの美化対策については、国際都市にふさわしい清潔で美しいまちづくりを一層進めるため、平成7年11月に「[大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例](#)」を施行し、空き缶やたばこの吸い殻等のポイ捨てを禁止するとともに、市民・事業者・行政の協働のもと、平成10年度から大阪市内全域での一斉清掃を毎年実施しているほか、平成16年10月から「まち美化パートナー制度」を市内全域で実施するなど、各種の美化推進事業を実施している。

また、はと、からすその他の動物へ餌を与えた後に清掃を行わないことなどによって生活環境が著しく広範囲に阻害される状況を放置することはできないことから、公共の場所の清潔を保持し、生活環境を守ることを目的として、令和元年12月に「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を一部改正し、餌を与えた後に清掃を行うこと等を義務付け、まちの美化対策に取り組んでいる。

路上喫煙対策については、市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的として、平成19年4月に「[大阪市路上喫煙の防止に関する条例](#)」を施行し、「路上喫煙禁止地区」における条例の違反者に対し、罰則（過料1,000円）を適用している。平成20年度には、市民、事業者と行政が協働して路上喫煙防止に取り組む「たばこ市民マナー向上エリア制度」を開始して、市内全域で路上喫煙防止に取り組んでいる。現在は「御堂筋及び市役所・中央公会堂周辺」「都島区京橋地域」「中央区戎橋筋・心斎橋筋地域」「北区JR大阪駅・阪急大阪梅田駅周辺地域」「天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域」及び「中央区長堀通り地域」「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」を「路上喫煙禁止地区」に指定しており、令和3年12月には「堂島公園の一部及び周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」について、大阪市路上喫煙対策委員会に諮問を行った。今後も「2025年大阪・関西万博」の開催都市として、令和7年1月を目途に市内全域の路上喫煙禁止に向けて路上喫煙対策を進めていく。

産業廃棄物対策については、これまで排出事業者責任の強化や産業廃棄物処理業者による適正処理の確保など累次の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の改正が行われている状況のもと、排出事業者に対しては、「廃棄物処理法」の規定に基づき多量排出事業者への産業廃棄物の減量に関する計画書の作成等の指導のほか、建設廃棄物の排出抑制、再生利用等による減量化や適正処理の確保を図るため指導要綱を作成し、建設業者等へ指導を行うなど、減量化及び適正処理を図っている。一方、産業廃棄物処理業者に対しては、立入調査の実施などにより適正処理の指導を行うほか、平成16年度から「大阪市廃棄物

の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」を改正して産業廃棄物処理施設等に係る手続きを定め、周辺地域の生活環境の維持及び保全の向上に資するよう指導している。

P C B 廃棄物については、本市に立地する中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）大阪 P C B 処理事業所において、平成 18 年 10 月から本市内の P C B 廃棄物から順次処理が開始されている。平成 26 年 6 月には国の P C B 廃棄物処理基本計画の大幅な変更が行われ、P C B 廃棄物の早期適正処理を推進するために、近畿エリアでは処理施設がなかった低圧機器である蛍光灯安定器等が平成 27 年度から J E S C O 北九州 P C B 処理事業所で処理されている。平成 28 年度には「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」（以下「P C B 廃棄物特別措置法」という。）の改正施行及び国の P C B 廃棄物処理基本計画のさらなる変更が行われ、高濃度 P C B 廃棄物は令和 2 年度末までに処分するように処理期間が定められた。高濃度 P C B 廃棄物の JESCO 大阪 P C B 処理事業所及び JESCO 北九州 P C B 処理事業所での処理が令和 5 年度で終了することから、未処理の高濃度 P C B 廃棄物が発見された場合は、適切に保管するように事業者に対して指導していく。

地球温暖化問題をはじめとする今日の環境問題の解決には、市民、事業者・経済団体、環境 NGO/NPO、行政などが各々の役割を主体的かつ積極的に果たしていくことが重要である。そこで、すべての主体が環境問題について関心を持ち、意識を高めるとともに、一人ひとりが日常の生活・活動において環境問題の解決に向けた行動を実践することをめざした環境教育・啓発に取り組んでいる。

本市では、SDGs 達成に貢献する環境先進都市の実現に向けて施策を推進していくために、市民等との協働をその重要な柱と位置づけており、市民・環境 NGO/NPO・事業者・学識経験者・行政で構成される「なにわエコ会議」への支援や活動の充実を図るとともに、市民一人ひとりの環境保全に関する気づきや行動を幅広く促すため、区民センターや地域の公園など、市民の身近な場所での各種の環境学習講座やイベントの実施、市民ボランティア等の活動や活動発表の場を提供するなど、市民の環境学習や実践活動へのきめ細やかな支援に努めている。

火葬事業については、高齢社会を反映し、市民の火葬施設利用が増加する傾向にあり、本市ではこうした状況を踏まえ、老朽化した火葬施設等の建替え整備を進めることにより受け入れ能力の向上に努めており、平成 13 年 3 月末に北斎場、平成 18 年 11 月末に鶴見斎場をそれぞれ完成させてきた。また、利用者のサービス水準の向上を図りつつ、運営コストの削減を行う観点から、平成 25 年 12 月から瓜破斎場を除く 4 斎場（北・小林・鶴見・佃斎場）について、指定管理者制度を導入し、より効率的な管理運営に努めている。

埋葬事業については、昭和 54 年 10 月に泉南メモリアルパークを開設し、市民の霊地需要に応えるとともに、瓜破霊園等の返還霊地等の確保が一定数可能となれば整備のうえ使用者募集を行っており、令和 5 年度は瓜破・服部・南霊園、および泉南メモリアルパークで募集を行った。さらに、都市化や少子高齢化といった社会の変化によって多様化する墓地需要に対応する新たな形式の墓地として、平成 22 年 3 月に合葬式墓地を瓜破霊園内に開設し、市民の利用に供している。なお、泉南メモリアルパークをはじめとする、本市が直接管理する 10 霊園については、平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入し、より効率的な運営に努めている。

## 2 大阪市環境基本条例（平成7年4月施行）

環境の保全及び創造について、基本理念や環境施策の基本となる事項を定めた「大阪市環境基本条例」を施行し、現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することをめざしている。

### 「大阪市環境基本条例」の抜粋

#### 【目的—第1条】

環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的とする。

#### 【基本理念—第3条】

- 良好な都市環境の確保と将来の世代への継承
- 環境への負荷の少ない都市の構築
- 持続的な発展が可能な都市の構築
- 地球環境保全の推進

#### 【施策の策定等に係る基本方針—第7条】

- 公害の防止
- 電波、光等による環境の保全上の支障の防止
- 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- 本市の区域の自然的社会的条件に応じた緑地、水辺地等における多様な自然環境の体系的保全
- 地域の特性を生かした良好な景観の形成並びに歴史的文化的遺産の保存及び活用による快適な都市空間の創造
- 廃棄物の減量並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用が徹底される都市の構築をめざした情報の収集及び提供、技術の蓄積及び活用
- 地球環境保全に資する施策の推進

#### 【環境基本計画の策定—第8条】

市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画「環境基本計画」を定めるものとする。

#### 【年次報告—第9条】

市長は、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策並びにその実施状況を明らかにした年次報告を作成し、これを市会に提出するとともに、市民に公表するものとする。

### 3 大阪市環境基本計画（令和元年12月策定）

本市では、持続可能な社会の実現に向けた国内外の動向や、少子高齢化による高齢単身世帯の増加や地域経済・コミュニティの弱体化など本市を取り巻く諸課題を踏まえたうえで、令和元年12月に大阪市環境基本条例第8条に基づく環境施策のマスタープランとして、新たな「大阪市環境基本計画」を策定した。

#### ア 計画期間

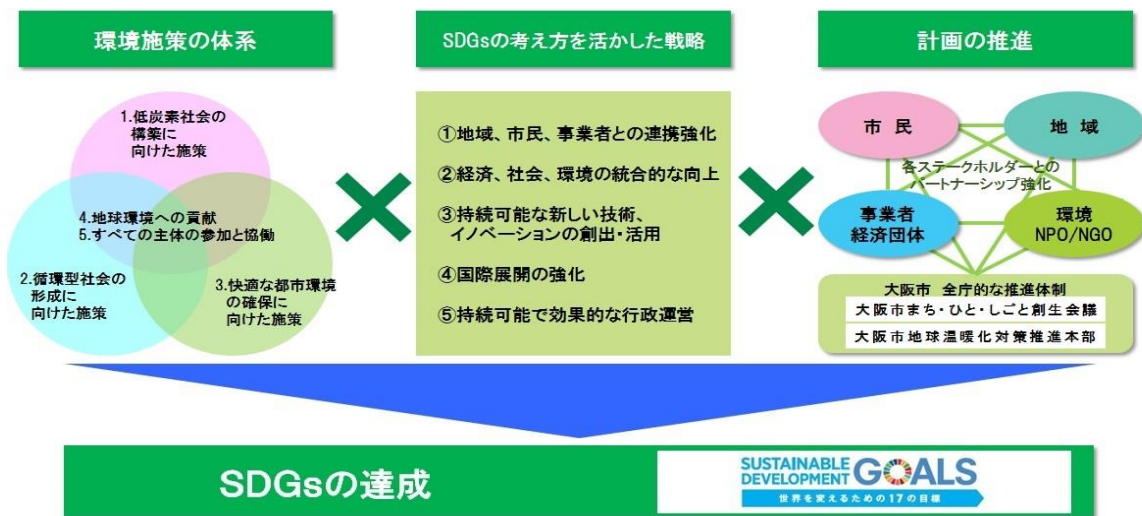
2019（令和元）年度からSDGs達成の目標である2030年度（令和12年度）まで（中間時点で見直し）

#### イ 計画のめざすもの

「すべての主体の参加と協働」のもと、環境施策の3本柱として「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」に取り組み、「地球環境への貢献」を果たしていくことによって、「SDGs達成に貢献する環境先進都市」の実現をめざす。

#### ウ 計画のコンセプト

持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を活かした5つの戦略によって、環境施策を総合的かつ効果的に展開し、経済・社会分野を含むさまざまな課題を統合的に解決する。



#### エ 計画の推進体制と効果検証

市長を本部長とする「大阪市地球温暖化対策推進本部」の枠組みを活用し、全庁体制で計画を推進するとともに、各施策の取り組み状況を毎年度点検・公表を行う。

また、「大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と連携し、施策効果の検証に同戦略の仕組みも活用する。

## 4 大阪市環境審議会

環境の保全についての重要事項を調査審議するため、平成6年8月に学識経験者、市民及び事業者代表などの委員により構成された「大阪市環境審議会」を設置した。

同審議会では、これまで市長の諮問を受け、次のような答申を行っている。

### ◆「環境基本条例のあり方について」

平成7年1月に、環境行政の推進にあたり、総合的体系的な枠組みとなる環境基本条例の制定に係る基本方針（大阪市をとりまく環境の現況、環境政策の課題・基本理念・基本方針）について答申。

### ◆「追加悪臭10物質に係る規制地域及び規制基準について」

平成7年1月に、悪臭防止法に新たに追加される10種の特定悪臭物質の規制措置（規制地域：市全域、規制基準：プロピオンアルデヒド等物質に係る基準の設定）について答申。

### ◆「環境影響評価に関する新たな制度のあり方について」

平成9年12月に、国の環境影響評価法の制定をうけて、大阪市における環境影響評価に関する新たな制度のあり方（基本的考え方、制度の目的・形式、早期段階からの環境影響評価、環境影響評価の内容の充実や情報の提供、他制度との調整、今後の課題など）について答申。

### ◆「今後の自動車排出ガス対策のあり方について」

平成13年8月に、大気環境が依然として厳しい状況のなか、新たな大阪市自動車公害防止計画策定のため、対策のあり方（大阪市における自動車排出ガス問題の背景、自動車排出ガス対策の経過と現状及び評価と総括、今後の自動車排出ガス対策の基本的なあり方、具体的な施策の方向性、自動車排出ガス対策の推進）について答申。

### ◆「悪臭防止法に基づく臭気指数規制の導入について」

平成17年12月に、市民からの苦情が多く、解決困難な事例も発生している悪臭問題に関し、従来からの規制方針（物質濃度規制）に代えて、人の嗅覚を利用して臭いの強さを総合的に評価する臭気指数規制の導入（規制地域：市全域、規制基準：敷地境界線・気体排出口・排水水に関する基準の設定）について答申。

### ◆「今後の自動車交通環境対策について」

平成18年12月に、環境負荷の少ない都市づくりに向けた今後の自動車環境対策（大阪市の自動車交通環境対策の現況と課題、今後の自動車交通環境対策のあり方、自動車交通環境対策の推進）について答申。

### ◆「当面の地球温暖化対策の取組みについて」

平成21年1月に、大阪市における温室効果ガスの排出状況を踏まえ、特に家庭部門及びオフィス等の業務部門を対象として、市民・事業者との協働による地球温暖化対策を進めるために大阪市が当面実施すべき取組み（低炭素社会づくりに向けた「意識」を広げる取組み、市民・事業者が行動する「きっかけ」づくりと「支援」）について中間答申。



◆「大阪市における今後の地球温暖化対策のあり方について」

平成22年3月に、新しい環境基本計画のあり方（検討にあたっての基本的な考え方、新計画の体系・対象・計画期間、今後の環境政策の目標、今後の施策の方向性）や今後の地球温暖化対策実行計画（仮称）に盛り込むべき施策等（再生可能エネルギーの利用促進、市民・事業者の省エネルギーの促進、地域環境整備（低炭素型都市構造など）の促進、循環型社会の構築、市役所の事務事業に伴い排出される温室効果ガス対策など）について答申。

◆「大阪市の温暖化対策に係る条例のあり方について」

平成23年6月に、大阪市の地球温暖化対策等について、大阪市の温室効果ガスの排出等の現状や大阪市の特徴などを踏まえた実行ある取組みを進めるため、大阪市の温暖化対策に係る条例のあり方（検討の背景、条例の基本的な枠組み、条例における基本的な考え方など）について答申。

◆「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕の改定について」

平成29年1月に、大阪市域からの温室効果ガスの一層の排出削減並びに気候変動の影響への軽減等を図るため、市民・事業者と連携して実施すべき当面の取組（再生可能エネルギーの利用の促進、省エネルギー・省CO<sub>2</sub>の促進など）と、中長期を見据えた対策のあり方（建築物における対策の推進、地下水を活用した地中熱の導入促進、エネルギー面的利用の促進、二国間クレジット制度(JCM)等を活用したアジア諸都市等での低炭素都市形成支援など）について答申。

◆「大阪市における生物多様性地域戦略のあり方について」

平成24年1月ならびに、平成30年1月に、自然共生社会に向けた取組みを推進するため、大都市である大阪市に相応しい生物多様性地域戦略のあり方（生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた、市民、環境NGO/NPO、民間事業者、行政など、大阪市に関わる様々な人々の協働の取組み）について答申。

◆「大阪市環境基本計画の改定について」

令和元年10月に、SDGs達成に貢献する環境先進都市の実現に向け、「すべての主体の参加と協働」のもと、環境施策の3本柱として「低炭素社会の構築」「循環型社会の形成」「快適な都市環境の確保」に取り組み、「地球環境への貢献」を果たしていくことによって、環境施策を総合的かつ効果的に展開し、経済・社会分野を含むさまざまな課題を統合的に解決する、新たな大阪市環境基本計画について答申。

◆「『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』実行計画の策定について」

令和2年12月に、「海洋プラスチックごみの新たな汚染ゼロの実現に寄与」とともに、「大阪市環境基本計画の水分野の個別計画としてSDGsの達成に貢献」することをめざして、「プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減」、「プラスチックの資源循環に向けた地域活性化のシステム推進」、「海洋プラスチックごみ発生抑制のための国際協力」、「良好な水環境の創造」、「あらゆるステークホルダーとの連携」の5つを柱に掲げ、目標達成のための施策を展開する計画について答申。

◆「『大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕』の改定について」

令和4年6月に、「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」について、国の新たな温室効果ガス削減目標や、世界各国で加速するカーボンニュートラルの実現に向けた取組を踏まえ、改定計画における本市の新たな温室効果ガスの削減目標や市域における脱炭素化の取組のあり方等について答申。